

6 大阪市国民健康保険運営協議会の委員定数の見直しについて

○ 国保法改正により、平成30年度に国保の都道府県単位化が施行

大阪府が「大阪府国民健康保険運営方針（以下「運営方針」という。）」を策定

※ 市町村は運営方針を踏まえた国民健康保険の事務に努めるものとする（国保法第82条の2第9項）

⇒ 保険料率を統一するほか、保険給付等についても府内統一基準により実施することを規定（H30～R5年度：経過措置期間）

⇒ 当協議会の諮問内容を整理

諮問事項 (R5以前)	- 保険料率の算定方法（賦課割合、賦課限度額） - 保険給付の種類・内容（出産育児一時金の額） など
----------------	---



諮問事項 (R6以後)	運営方針の策定（6年毎）及び中間見直しの際に府が実施する、<u>市町村法定意見聴取に係る本市の意見（案）</u> など
----------------	---

○ 次期一斉改選は、令和7年8月（委員の任期：3年）

○ 本市の「審議会等の設置及び運営に関する指針」（20名以内）や他都市状況等を参考に、当協議会の委員定数を20人とするよう本市条例を改正する。

【委員定数の見直し】 ※ 令和7年8月1日 改正

条例事項		(内訳)
委員	定数	
被保険者を代表する委員	9人	被保険者 : 9人
保険医又は保険薬剤師を代表する委員	9人	医師 : 4人 歯科医師 : 3人 薬剤師 : 2人
公益を代表する委員	9人	学識経験者 : 4人 市会議員 : 5人
被用者保険等保険者を代表する委員	2人	健保組合 : 1人 協会けんぽ : 1人
計	29人	



条例事項		(内訳)	
委員	定数		
被保険者を代表する委員	6人	被保険者 : 6人	▲ 3人
保険医又は保険薬剤師を代表する委員	6人	医師 : 3人 歯科医師 : 2人 薬剤師 : 1人	▲ 3人
公益を代表する委員	6人	学識経験者 : 3人 市会議員 : 3人	▲ 3人
被用者保険等保険者を代表する委員	2人	健保組合 : 1人 協会けんぽ : 1人	
計	20人		

※ 参考：審議会等の設置及び運営に関する指針（抜粋）

第3 審議会等の設置等

1項、2項 省略

3 審議会等の委員や参加メンバー（以下単に「委員」という。）の数は20名以内とする。

ただし、法令又は条例に定めがある場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。